

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第九号

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の六・六七」を「百分の七・六七」に改める。

第六条中「二万八千八百円」を「三万二千百円」に改める。

第六条の二第一号中「二万八千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同条第二号中「九千三百円」を「一万九百円」に改め、同条第三号中「一万三千九百五十円」を「一万六千三百五十円」に改める。

第六条の三中「百分の二・〇八」を「百分の二・七八」に改める。

第六条の五中「八千七百元」を「一万千四百円」に改める。

第六条の六第一号中「五千六百元」を「七千七百元」に改め、同条第二号中「二千八百円」を「三千八百五十円」に改め、同条第三号中「四千二百円」を「五千七百七十五円」に改める。

第七条中「百分の一・九七」を「百分の二・一四」に改める。

第八条の二中「一万二百円」を「一万七百元」に改める。

第八条の三中「五千円」を「五千五百円」に改める。

第二十二條第一号イ中「二万六百元」を「二万二千四百七十円」に改め、同号ロ(1)中「二万三千二十円」を「一万五千二百六十円」に改め、同号ロ(2)中「六千五百円」を「七千六百三十円」に改め、同号ロ(3)中「九千七百六十五円」を「一万千四百四十五円」に改め、同号ハ中「六千九十円」を「七千九百八十円」に改め、同号ニ(1)中「三千九百二十円」を「五千三百九十円」に改め、同号ニ(2)中「千九百六十円」を「二千六百九十五円」に改め、同号ニ(3)中「二千九百四十円」を「四千四十三円」に改め、同号ホ中「七千四百十円」を「七千四百九十円」に改め、同号ヘ中「三千五百円」を「三千八百五十円」に改め、同条第二号イ中「一万四千四百円」を「一万六千五百円」に改め、同号ロ(1)中「九千三百円」を「一万九百円」に改め、同号ロ(2)中「四千六百五十円」を「五千四百五十円」に改め、同号ロ(3)中「六千九百七十五円」を

「八千七百七十五円」に改め、同号八中「四千三百五十円」を「五千七百円」に改め、同号二(1)中「二千八百円」を「三千八百五十円」に改め、同号二(2)中「千四百円」を「千九百二十五円」に改め、同号二(3)中「二千百円」を「二千八百八十八円」に改め、同号木中「五千百円」を「五千三百五十円」に改め、同号ハ中「二千五百円」を「二千七百五十円」に改め、同条第三号イ中「五千七百六十円」を「六千四百二十円」に改め、同号ロ(1)中「三千七百二十円」を「四千三百六十円」に改め、同号ロ(2)中「千八百六十円」を「二千百八十円」に改め、同号ロ(3)中「二千七百九十円」を「三千二百七十円」に改め、同号ハ中「千七百四十円」を「二千二百八十円」に改め、同号一(1)中「千百二十円」を「千五百四十円」に改め、同号一(2)中「五百六十円」を「七百七十円」に改め、同号二(3)中「八百四十円」を「千百五十五円」に改め、同号木中「二千四十円」を「二千百四十円」に改め、同号ハ中「千円」を「千百円」に改め、同条第二項第一号イ中「四千三百二十円」を「四千八百十五円」に改め、同号ロ中「七千二百円」を「八千二百五十円」に改め、同号ハ中「一万五千五百二十円」を「一万二千八百四十円」に改め、同号二中「一万四千四百円」を「一万六千五十円」に改め、同項第二号イ中「千三百五十円」を「千七百十円」に改め、同号ロ中「二千百七十五円」を「二千八百五十円」に改め、同号ハ中「三千四百八十円」を「四千五百六十円」に改め、同号二中「四千三百五十円」を「五千七百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和六年度以後の年度分の保険税について適用し、令和五年度分までの保険税については、なお従前の例による。